

宝持院 納骨堂利用規定【宗派不問】

- 1 ご供養の気持ちがあるものの、少子化で墓を建立できない（承継する者がいないなど）者に貸与します。原則として宝持院檀家の紹介が必要です。
- 2 四十九日を目安に火葬した遺骨をお持ちください。（要予約）宗派不問ですが、納骨をする際には真言宗の定めた葬儀典礼を行います。
- 3 戒名は付与しませんが希望者には10万円（一人）の冥加金にて付与します。
- 4 埋葬許可書のない遺骨は預かることができません。
- 5 堂内でのお参りは回忌法要の場合に限らせていただきます。
- 6 希望者は真言宗の修法による回忌法要や塔婆供養、施餓鬼会に参加することができます。また、檀家になることもできます。

【单身納骨堂（1柱）】

- 1 本堂葬儀、永代供養、管理料を含めた冥加金30万円。納骨堂で13年間安置した後に永代合葬墓に移管します。希望者は冥加金10万円で保管期限を10年間延長できます。
- 2 生前予約をし、葬儀を行う者を必ず指定してください。
- 3 生前予約には毎年1万円（申し込み後、翌年以降）の管理料が必要になります。ただし、70歳を超えている場合には管理料は発生しません。

【夫婦納骨堂（2柱）】

- 1 本堂葬儀、永代供養、管理料を含めた冥加金70万円。伴侶を納骨堂で供養し、もう一人が旅立った時に一緒に納めて13年後に合葬墓に移管します。希望者は冥加金10万円で保管期限を10年間延長できます。
- 2 生前予約できます。夫婦が健全であれば葬儀を行う者を指定する必要はありませんが、一人になった場合には、必ず葬儀をする者を指定してください。
あらかじめ夫婦以外の者を葬儀者に指定しておくこともできます。
- 3 生前予約には毎年1万円（申し込み後、翌年以降）の管理料が必要になります。ただし、どちらか一方が70歳を超えている場合には管理料は発生しません。